

ご確認ください

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

【問合わせ】 国保年金課 医療福祉担当 ☎84-0652

**後期高齢者医療制度の保険料率が変わります**

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直されます。平成28～29年度の保険料率は、医療費の増加などにより、次のとおり変更となります。

区分	変更前 (平成26～27年度)	変更後 (平成28～29年度)
所得割率	9.00%	9.54%
均等割額	45,761円	46,984円

**協定保養所をご利用ください**

後期高齢者医療制度に加入のみなさんが、健康の保持・増進を目的に協定保養所に宿泊したとき、宿泊費の助成が受けられます。

**対象者**  
愛知県の後期高齢者医療被保険者の方

**助成額**

1泊につき1,000円  
(年度内に4泊が限度)

**利用方法**

①保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の加入者」であることを伝えて、直接お申込みください。  
②宿泊当日、保養所の窓口で必ず保険証を提示してください。精算時に1,000円を助成します。

※初めて利用する方には、保養所で利用カードを渡します。2回目以降の方は、保険証と一緒に利用カードを提示してください。

**協定保養所**

協定保養所名(場所)	電話番号
シーサイド伊良湖(田原市)	(0531)35-1151
サンヒルズ三河湾(蒲郡市)	(0533)68-4696
豊田市 百年草(豊田市)	(0565)62-0100
レイクサイド入鹿(犬山市)	(0568)67-3811
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島(桑名市)	(0594)42-3330
あいち健康の森プラザホテル(東浦町)	(0562)82-0211

**お忘れの申請はありませんか?**

次に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

**後期高齢者医療制度の主な時効**

種類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。

**住民税課税世帯の方の入院時食事代が変わります**

4月から、病气やけがなどで入院したときに支払う食事代(標準負担額)が変わります。

所得区分		入院食事代(1食につき)	
住民税課税世帯	一般及び現役並み所得のある方	260円 ⇒360円	
住民税非課税世帯	低所得者II	90日までの入院	210円
		過去12か月で90日を超える入院	160円
	低所得者I	100円	

入院と在宅療養の負担の公平性を図るための改正で、住民税課税世帯の方の食事代が1食あたり260円から360円になります。  
※ただし、住民税非課税世帯の方及び難病患者や4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している方の食事代については変更ありません。

※国民健康保険及び他の健康保険についても同様の変更となります。